

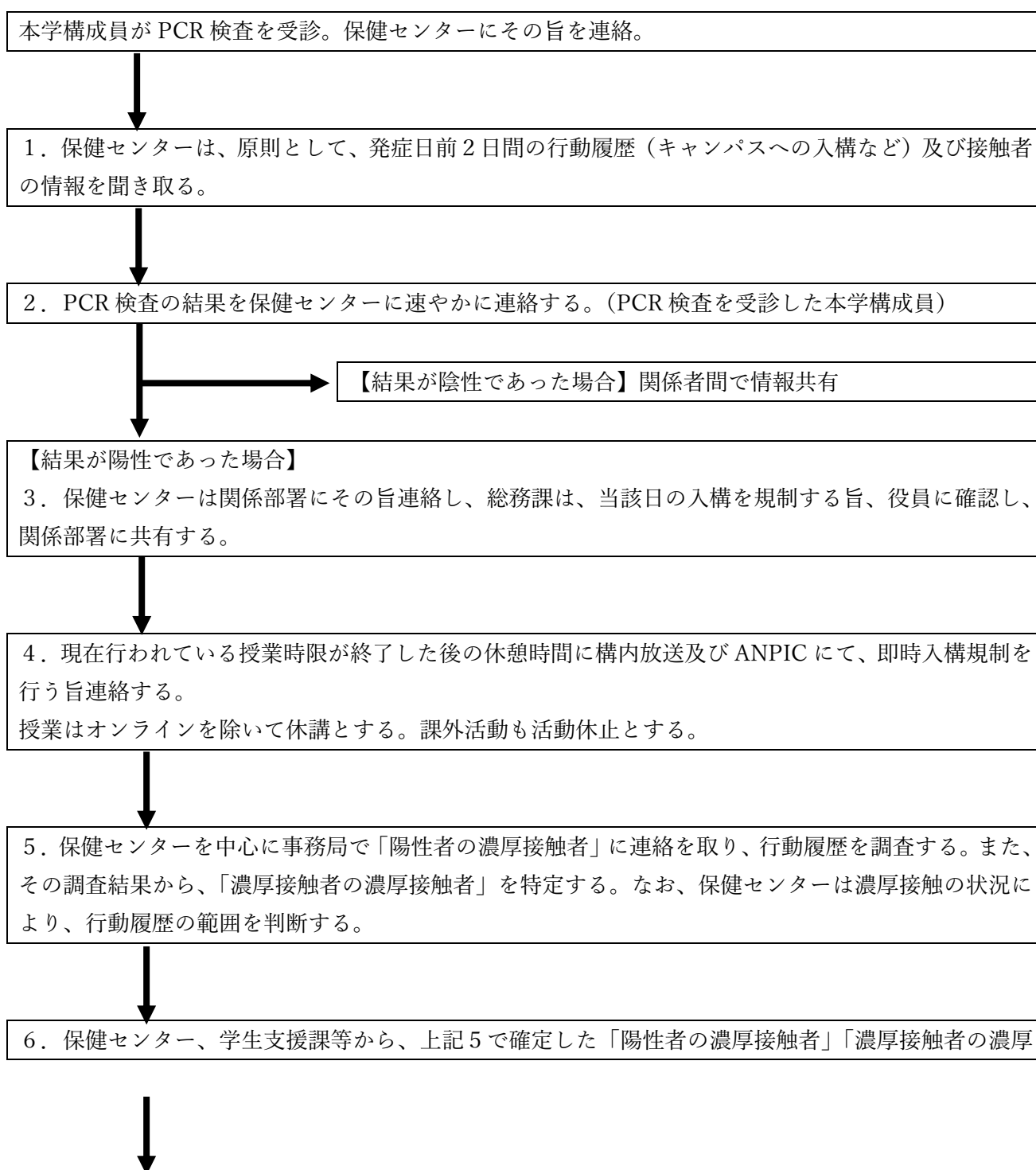
新型コロナウイルス感染症陽性者が発生した場合の対応について

学生・教職員等、大学構成員に新型コロナウイルス感染症陽性者が発生した場合、学内での感染拡大防止を最優先とし、下記のとおり対応することとする。

大学構成員が、新型コロナウイルス感染症に陽性あるいは濃厚接触者になった、または濃厚接触者の濃厚接触者になった場合、大学は、2次感染防止及び教育研究活動の継続に必要な範囲で構成員に情報を共有することになる。

なお、発熱等の体調不良があった者は、保健センターに連絡することとなっている。

記



接触者」に約2週間または濃厚接触者の陰性が判明するまで出席停止の連絡を行う。

7. 上記6が17時までに終わった場合、翌日の入構規制を解除し、対面授業も再開する。17時までに終了しない場合は翌日も引き続き入構規制。以降繰り返す。入構規制に関する情報は、本学ホームページに掲載する。

課外活動については、大学が支障が無いと判断した活動を再開する。

- ※1 1. において学内に濃厚接触者等がないことが明らかな場合は上記に関わらず入構規制を行わない。
- ※2 消毒作業は陽性者及び濃厚接触者の聞き取りの結果（最終入構日等）に応じて判断する。
- ※3 上記の判断はキャンパスごとに行う。
- ※4 本対応については、授業、課外活動に限らず、学内において行われる諸活動にも適用するものとする。
- ※5 教育実習等学外の諸活動は、当該受け入れ先の機関の指示に従うこととする。
- ※6 学内構成員は、陽性者や濃厚接触者等の情報を知った場合、人権保護の観点からむやみに口外しないこと。